

猪名川町広報誌及びホームページ広告掲載取扱要領

令和3年3月31日

(趣旨)

第1条 この要領は、猪名川町（以下「町」という。）の広報誌及びホームページ（以下「広報誌等」という。）上に掲載する広告に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 町の広報誌等への広告の掲載は、町の財源確保及び町民サービスの向上を図るとともに、民間企業等との協働による地域経済の活性化を目指すことを目的として行うものとする。

(広告掲載の範囲)

第3条 広報誌等に掲載できる広告は、町の広報誌としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、かつ、住民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれかに該当するものを除くものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝及び人材募集に類するもの
- (4) 町が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (5) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか町の広報誌等に掲載する広告として町長が適当でないと認めるもの

(広告の掲載数及び掲載位置)

第4条 広報誌等の広告掲載数は、次の各号のとおりとする。

- (1) 広報誌の広告掲載数は、発行する広報誌において各号3枠程度とする。
- (2) ホームページの広告掲載数は、毎月24枠程度とする。

2 広告等の掲載位置は、町長が決定する。

(広告の規格)

第5条 広報誌等の広告の規格は、次の各号のとおりとする。

(1) 広報誌の広告の規格は、1 枠当たり縦 57 ミリメートル、横 179 ミリメートル（黒 100% で 0.2 ミリメートルの囲みを含む。）とする。なお、その 1 枠を分割した縦 57 ミリメートル、横 87 ミリメートル（黒 100% で 0.2 ミリメートルの囲みを含む。）を 2 分の 1 枠として使用することを可とする。データ形式は、シアンと黒の 2 色で作成した修正の必要がない完全データ（Adobe Illustrator で作成した ai 形式のもの）とする。なお、文字は全てアウトラインを作成し、掲載する広告図案の右隅に「広告」の字句を挿入すること。

(2) ホームページの広告の規格は、1 枠当たり縦 40 ピクセル、横 100 ピクセルとし、容量は 1 メガバイト以内でファイル形式は GIF 形式等静止画とする。

（広告掲載料金）

第 6 条 広報誌等の広告掲載料金は、次の各号のとおりとする。

(1) 広報誌の広告掲載料金は、広報掲載 1 回、1 枠当たり 38,000 円、2 分の 1 枠当たり 19,000 円とする。

(2) ホームページの広告掲載料金は、1 枠当たり月額 5,000 円とする。

（広告掲載申込）

第 7 条 広報誌等への掲載申込をしようとする者（以下「申込者」という。）は、猪名川町広報誌及びホームページ広告掲載申込書（様式第 1 号。以下「申込書」という。）に広告案を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項の申込書提出締切りは、広報誌等への掲載日より 30 日前とする。

（広告掲載決定等）

第 8 条 町長は、前条の申込書を受け付けたときは、速やかに広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定の上、猪名川町広報誌及びホームページ広告掲載許可（不許可）決定通知書（様式第 2 号）により申込者に通知しなければならない。

2 町長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは申込者に広告の修正を求めることができる。

（広告掲載料金の納入）

第 9 条 広告掲載決定後、申込者は、町の発行する納付書により町長が指定する期日までに掲載料金を納入しなければならない。

（広告掲載料金の還付）

第10条 広告掲載料金の還付は行わない。ただし、町の都合により広告の掲載ができなくなった場合については、この限りではない。

(広告掲載許可の取消し)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載許可を取り消すことができる。

- (1) 町長が指定する期日までに申込者が掲載料を納付しなかった場合
- (2) 町長が指定する期日までに申込者が広告案を提出しなかった場合
- (3) 町長が申込者又は広告内容を不相当と判断した場合

(申込者の責任)

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、申込者が負うものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。